

東広島市におけるわがまち特例の対象資産一覧

令和8年6月25日時点

※表内の「法」は、特に断りの無い限り、地方税法を指します。

特例	適用対象資産と特例割合			対象となる時期	適用期間	根拠法令	都市計画税の適用	備考
	土地	家屋	償却					
家庭的保育事業の用に直接供する資産	×	1/3	1/3	制限なし	期限なし	法第349条の3第27項	○	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する資産	×	1/3	1/3 または 1/2	制限なし	期限なし	法第349条の3第28項	○	償却資産が法第389条の大臣・知事配分に該当する場合は 1/2
事業所内保育事業(利用定員5人以下)の用に直接供する資産	×	1/3	1/3 または 1/2	制限なし	期限なし	法第349条の3第29項	○	償却資産が法第389条の大臣・知事配分に該当する場合は 1/2
水質汚濁防止法に規定する污水又は廃液の処理施設	×	×	1/2	取得時期: R6.4.1～ R10.3.31	期限なし	法附則第15条第2項第1号	×	
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設	×	×	4/5	取得時期: R6.4.1～ R10.3.31	期限なし	法附則第15条第2項第5号	×	
津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波対策の用に供する資産	×	×	1/2	取得または改良時期: H28.4.1～ R10.3.31	4年度分	法附則第15条第20項	×	
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設・協定避難施設の避難用部分	×	2/3 または 1/2	×	指定時期: H30.4.1～ R9.3.31	5年度分	法附則第15条第21項第1～3号	×	指定避難施設:2/3 協定避難施設:1/2
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設・協定避難施設の特定期間用償却資産	×	×	2/3 または 1/2	協定締結時期: H30.4.1～ R9.3.31	5年度分	法附則第15条第22項第1～2号	×	指定避難施設:2/3 協定避難施設:1/2

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定太陽光発電設備	×	×	1/2	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第1号イ	×	ペロブスカイト太陽光発電設備 のみ対象
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備 (5,000kW未満)	×	×	1/2	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第1号ロ	×	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定地熱発電設備 (1,000kW以上)	×	×	1/2	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第1号ハ	×	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定バイオマス発電設備 (10,000kW未満)	×	×	1/2	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第1号ニ	×	
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の認定公募占用計画で設置する旨が記載された洋上風力発電設備	×	×	3/5	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第2号	×	
港湾法・地地球温暖化対策の推進に関する法律・農産漁村再生可能エネルギー法等の規定による特定風力発電設備	×	×	2/3	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第3号イ	×	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定地熱発電設備 (1,000kW未満)	×	×	2/3	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第3号ロ	×	

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する特定水力発電設備(5,000kW以上)	×	×	3/4	取得時期: R8.4.1～ R11.3.31	3年度分	法附則第15条 第24項第4号	×	
高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け貸家住宅	×	2/3	×	新築時期: H27.4.1～ R9.3.31	5年度分	法附則第15条 の8第2項	×	
長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンション(マンション長寿命化促進税制)	×	1/3	×	工事完了時期: R5.4.1～ R9.3.31	翌年度分 限り	法附則第15条 の9の3第1項	×	
特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する雨水貯留浸透施設	×	×	1/3	取得時期: R3.11.1～ R9.3.31	期限なし	法附則第15条 第39項第1～2 号	×	
特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内の土地	3/4	×	×	指定時期: R4.4.1～ R10.3.31	3年度分	法附則第15条 第40項	○	